

公益社団法人市川市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人市川市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の設立の目的を達成するため、会員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(就業の努力義務)

第2条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力し合って会員自身の創造性を発揮しながら、就業の機会を拡げ、生きがいを高め、その健康と福祉の増進を図るとともに、センターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 センターは、会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教、国籍などの理由により、その就業などの面で差別的取り扱いをしてはならない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けたセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とはならない。

(仕事の配分手順等)

第5条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとする。

2 センターは、会員の就業に対し、適切な助言をするものとする。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第6条 センターは、会員の就業にあたり、その安全衛生、災害防止等に常に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するものとする。

(就業上の留意事項)

第7条 会員は、就業にあたり次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について、誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の仕事に従事できない場合は、事前にセンターまで届け出を行い、発注者に迷惑をかけないように努めること。
- (3) 仕事上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、決して他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生に対して万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(就業の終了及び停止)

第8条 会員が、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、その就業を終了し、又は停止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 会員から就業を取りやめたいと申し出のあったとき。
- (3) 就業の定められた期間が満了したとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。

- (5) 会員の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき。
- (6) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第9条 会員が共同作業を必要とする場合は、第7条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選する。リーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合わせ等につき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中けがをし、又は身体や健康状態が異常となり、もしくは事故が発生する等の不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとるようにすること。

第4章 傷害保険及び損害保険

(傷害保険)

第10条 センターは、会員のために団体傷害保険に加入し、約款の定めるところにより、就業中における不慮の事故により会員の受けた損害に対する補償を行うものとする。

- 2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従うこと。

(損害保険)

第11条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、総合賠償責任保険約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に係る金額は会員の負担とする。

- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等総合賠償責任保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

附 則

- 1 この規約は平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。